

東京都北区資源循環推進審議会（第5回）

日時：平成30年11月5日（月）

場所：北区第一庁舎 4階 第二委員会室

委員	[出席] 山谷委員、上遠野委員、松波委員、小池委員、小田切委員、永井委員、石川委員、唯根委員、渡部委員、石山委員、長谷川委員、鈴木委員、小川委員、小笹委員、尾花委員、鰐淵委員、田村委員、齊藤委員、中嶋委員
事務局	北区：早川生活環境部長、土屋リサイクル清掃課長、大石北区清掃事務所長 戸澤北区清掃事務所副所長、和田リサイクル生活係長、 半田計画事業係長 八千代エンジニアリング株式会社：後藤

〔次第〕

1. 答申「中間のまとめ」（案）について
2. その他
 - (1) 事務連絡について

〔配付資料〕

- ・ 第5回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 第4回東京都北区資源循環推進審議会議事録（案）
- ・ 資料2 答申「中間のまとめ」（案）

〔議事〕

開会

○事務局（生活環境部長）

皆様、こんにちは。定刻よりも少し早い時間でございますが、委員の皆様全員お揃いでございますので、ただいまから、第5回東京都北区資源循環推進審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日、5回目を迎えまして、既にお配りしております通り、答申の「中間のまとめ（案）」、こちらをご審議していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付をさせていただいております資料となります。

- ・本日の次第、A4の1枚となります。
- ・続きまして、資料1、前回の第4回審議会の議事録の案。
- ・続きまして、資料2、「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」の答申、中間のまとめの案でございます。

委員の皆様、資料はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の定足数の確認をさせていただきます。委員の皆様19名のうち、全員の19名の方のご出席をいただいております。審議会の定足数である過半数を満たしているため、本審議会は有効に成立していることをここにご報告をさせていただきます。

それでは、ここからの審議会の進行につきましては、会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いを申し上げます。

1 答申「中間のまとめ」(案)について

○会長

議事進行を務めさせていただきます。

この会議に先立ちまして小委員会を開催しておりますので、まずは小委員長から報告をお願いします。

○委員

10月22日の月曜日の午後に、北区役所151会議室において小委員会を開催いたしました。

小委員会では、今までの審議会の議論を踏まえまして、答申に向けて中間のまとめ(案)の内容について議論を行いました。審議会で議論に及んでいない部分についても議論を行い、事務局に資料の作成をお願いいたしました。事務局から説明があると思いますので、本日の審議会の中で委員の皆様にご確認をお願いしたいと思っております。

以上、小委員会の報告です。

○会長

ありがとうございます。それでは、第4回の議事録につきまして、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○事務局(リサイクル清掃課長)

資料1の第4回審議会の議事録(案)でございます。委員の皆様には、本日お配りしました議事録(案)をご確認いただきまして、誤りなどございましたら、11月12日、月曜日、1週間後でございますが、午前中までに事務局までお知らせください。

その後、会長と最終確認を行い、議事録として確定させていただきます。
議事録は、前回同様、委員のお名前を伏せて、公開とさせていただきます。取り扱いについては以上でございます。

○会長

ありがとうございます。議事録は、これまでと同様の取り扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。事務局から、お願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料2をお願いします。「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」、答申の案をご覧ください。本日は、答申の、中間のまとめの案としまして、これまでご審議いただきました内容を取りまとめ、資料としてご提示をしているところでございます。

1ページ目に、目次がございます。1ページから3ページは、現在の北区のリサイクル清掃事業の現状となっております。4ページから18ページは、これまでご議論いただきました各事業を記載しております。19ページでは、「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」と「災害廃棄物計画の策定に向けて」と記載してございます。20ページ以降は、用語集などの資料や委員名簿、審議経過という構成となっております。

それでは、本文1ページをご覧ください。「北区のごみとリサイクルの現状」です。

(1)では、「北区一般廃棄物処理基本計画2015」で記載した2つの目標をお示ししています。指標1は、「ごみ排出量」、指標2は、「区民1人1日あたりのごみ排出量」をお示ししています。

2ページ目をご覧ください。目標の進捗状況ですが、1つ目の指標であります北区全体のごみを20%削減することは、平成29年度実績で目標値81,792トンとなっております、約2,300トン上回る84,027トンのごみ排出量があり、目標は未達成でした。これは、景気回復による事業系ごみの増加や、当初の予定より人口が増えている関係で、ごみが増えたと考えているところです。

2段落目、2つ目の指標です。区民1人1日あたりごみ量についてです。目標値670gより8g少ない662gとしておりまして、目標を達成しています。これは、これまでの取り組みに一定の成果があったと考えています。しかし、目標の最終年度となる平成36年度まで7年間で92gの削減が必要となっておりますので、さらなるごみ減量の取り組みが必要と考えています。

次に、3段落目をお願いします。今年、北区が実施しました区民意識・意向調査の記載をしております。調査結果では、区が力を入れるべきこととして、古紙・びん・缶・ペットボトルなどのリサイクルが25%、不用品を再利用するための取り組みとレジ袋削減などのごみ発生抑制に向けた普及啓発が約2割と、ごみ減量やリサイクルに関心が高いことがわかります。

最終段落では、今後の課題として、新たに北区民となる方、外国人の方に対する普及啓発、食品ロス対策など、検討が必要と整理をしております。

これを受けまして、3ページ目をご覧ください。「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」諮問を受けまして、「北区一般廃棄物処理基本計画2015」のごみ減量に向けて取り組む重点事業、及び食品廃棄物、食品ロス対策についてと合わせて、災害廃棄物処理計画（素案）についても検討したことを整理させています。

ここまで、以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ただいまご説明いただきました、ごみとリサイクルの現状につきまして、このような取りまとめにつきまして、何かご意見ございましたら、お願いいたします。

これまでいろいろご意見、ご質問をお出しいただいておりますので、もしこのような取りまとめで差し支えなしということでしたら、次の各項目別の審議に入りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（委員了承）

○会長

ありがとうございます。

それでは、次の「ごみ減量の具体策の検討」に入ります。事務局から（1）について、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、4ページをお願いします。「（1）区民主体の集団回収への支援事業の拡充」です。これ以降、各事業の説明ですが、構成は、現況と課題、審議会での主な意見、そして取りまとめというような順でございます。現況と課題につきましては、各審議会ですら説明をさせていただいておりますので、ここでは審議会の主な意見と取りまとめについて、これ以降、説明させていただきます。

まず、「審議会での主な意見」をご覧ください。区民が安心して安定的に取り組めるよう集団回収を行う事業者の支援を行うこと、担い手として学校のPTAやボランティア団体との連携を求めること、集団回収での利益が町会活動に役立っているといった趣旨のご意見がございました。

これを受けまして、今後の取組みとしては、審議会として、「集団回収は、リサイクルの推進と地域の絆の強化につながる活動であり、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する」としています。

次に、具体的に実施する内容は、集団回収の活動団体を支える認定事業者制度の拡充、集団回収を継続して行える事業者支援の枠組み検討、活動団体の増加や担い手の発掘を目的とした行政からの積極的な情報発信を行うことと整理しております。

本件については、以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。区民が集団回収を継続できる環境を行政に整備していただくという点を中心に取りまとめております。何かご意見ございましたら、お願いいたします。

○○委員、お願いします。

○委員

集団回収の事業者の支援ということで、私は集団回収の取り扱い事業者として非常に助かるなと思っているところでございます。その中で1つ、今、資源、特に古紙の業界は、中国の資源ごみの輸入禁止措置が非常に大きく問題にしております、2020年には中国は一切の輸入を停止すると国策として発表しております。

それを考えた場合に、紙のリサイクルはなかなかスムーズにこのままできるのかなということで頑張っているところなんです。具体策ということであれば、やはりどのぐらいの年数をかけて、集団回収の事業者の支援を考えているのかというのが、非常に私は業者として興味があるので、その辺をお答えできる範囲内でお答えいただけたらと思います。

○会長

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今年度は、審議会ですべての議論をいただき、予定では1月の終わりに答申をいただ

きます。その後、その答申を受けまして、来年度は具体的な事業の計画の策定に入ります。その中で具体的に、今お話がありましたように、2020年に中国が全く輸出を受け入れないという状況がございますので、その間に何らかの考え方をまとめていきたいと思っております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかに、ご意見ございますか。

それでは、この「中間のまとめ（案）」のまとめでよろしいでしょうか。

（委員了承）

○会長

それでは他に、この集団回収についての取りまとめにつきまして、ご意見ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、このような取りまとめとさせていただきたいと思えます。

次に、「雑がみの資源化の充実」について、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、6ページ目をお願いします。「雑がみの資源化の充実」についてです。

まず、「審議会での主な意見」をご覧ください。リサイクルできるという周知が必要である。学校教育の場などを活用して保護者への周知が効果的ではないか。事業者が取り組んでいる「北区事業系古紙リサイクルシステム」の普及啓発が必要であるとのご意見がございました。

これを受けまして、今後の取り組みとしては、雑がみ資源化への取り組みにつきまして、「区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知ってもらうことが最も重要であり、行政として普及啓発などの周知活動に取り組むことを求める」と整理させていただきました。

具体的には、区民・事業者・区職員への雑がみリサイクルの周知徹底、イベントやホームページを活用した分別意識を変えるような普及啓発の推進、集団回収事業者への啓発や支援、事業者への雑がみ回収の仕組みの周知と協力要請を行うと整理させていただきました。

本件については以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。雑がみ資源化につきまして、ご意見ございましたら、お願いいたします。○○委員。

○委員

雑がみの資源化ということで取り組んでいくというのは非常に素晴らしいことだと思いますが、雑がみも、やはり中国の影響で、雑誌、いわゆるマガジン類と価格を随分大幅に変えられているという状況がいろいろな地区で出てきております。また、今取り上げられようとした紙コップや紙皿も、これからリサイクルという話が出てくるとは思いますが、その際に、やはり業者、また納める問屋先に関しては、非常にコストが他の紙類と変わってくる場合がございますので、ぜひその辺の業者コストを考えた支援というものを今後考えていただきたい。その際には、ここの中に少しそういったことを取り入れていただけないかと思っております。よろしく申し上げます。

○会長

ご希望としてお伺いして、事務局とも調整しまして、反映させることができるところは反映させていきたいと考えます。他に、いかがでしょうか。

それでは、このような取りまとめということで、中間のまとめ（案）とさせていただきます。

次に、「金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進」、事務局、ご説明申し上げます。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、7ページをご覧ください。「金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進」です。

「審議会での主な意見」としましては、この事業については審議会でご意見がなかったため、小委員会での意見として紹介させていただきます。不燃ごみの資源化に当たっては、少ない経費で資源化できるように、現在行っている分別について周知徹底を図るべきである。金属については売却額が変動するため、柔軟な対応をとれる事業者へ委託することが望ましいとのご意見をいただきました。

これを受けまして、今後の取り組みといたしましては、「①不燃ごみの資源化」では、水銀条約への対応や堀船作業所の休止を機に、平成31年度から不燃ごみの全量を対象に民間で資源化し、9割以上の資源化を実現する。「②粗大ごみの資源化」では「粗大ごみに含まれる資源化可能な金属類は分別し、金属の再資源化を行う事業者へ売却する」と整理させていただきます。

具体的には、

○不燃ごみは、資源化経費を節約するため、分別方法を変更せずに、区民の協力を経て、現在と同じ、金属資源とその他不燃で袋を分けて回収する。

○使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進する。

○民間が実施しているリサイクルの取り組みを積極的に活用するよう周知する。

○粗大ごみから分別した金属類は、原則、売却により資源化するが、市場経済により売却による資源化が困難な場合は、適正に処理できる事業者で処分する。

と整理させていただきました。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。金属系の不燃・粗大ごみにつきましては、2014年頃から行政が本格的に取り組まれている。この不燃ごみを機に、金属の別の袋に入れて出すというような形で取り組まれているという、なかなかこういうやり方というのは他の自治体では見かけないですね。そういう意味では、かなり先進的な取り組みではないかなと。このやり方の一番いいところは、コスト増を最小限に留めることができるということだろうと思います。そのためには、区民の協力が不可欠ということですが、かなり区民の方々が協力を惜しまずに分別に協力されているということだろうと思います。

○委員

ちょっとお伺いしたいんですが、民間が取り組んでいるリサイクルのやり方というのはどうのことでしょうか。何か特別のいい方法があれば教えていただければ。

○会長

はい、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

例えば、携帯電話の回収などが民間では、NTTドコモですとかa uですとかやっています。また今、「メダルプロジェクト」という取り組みをやっておりまして、いわゆる携帯電話、スマートフォン、あるいは小型家電を集めましてやっているという内容のものでございます。

○委員

そうすると、このイメージと何かちょっと違うかな。それは、イベントや何かで、行政が今、東京都がやって何かしていますよね。民間が実施しているリサイクルというのは、

何か特別いいことがあるように書いてあって、積極的に活用するということは、何か分け方がうまく区分ができるのかなと、何かそういううまい方法があるのかなというふうに受け取るような書き方のような気がします。今の家電製品はオリンピックに向けて東京都が取り組んでいる、その1つの例ですけどね。ちょっとそれは民間が実施しているという表現とは違うと思います。

○会長

では、お願いいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

補足させていただきますと、民間の協力を得て回収をした後の、いわゆる取り出しですとか処分をしていくと。金属類を取り出すのは、あくまで民間企業の協力を得てやっているというご理解をいただきたいと思います。

あと、すみません。この辺の表現を工夫させていただきたいと事務局としては考えます。

○委員

はい、結構です。

○会長

かなり民間のリサイクル業者さんの技術も進んでいるようでありまして、かなり細かな、これまで分別できなかった物を資源化・分別をしているというような状況が背景にあると思います。

それで、今気がつきましたが、この棒グラフですが、不燃ごみと粗大ごみの違いがはっきりわかりませんので、図柄を工夫してください。

他に、ご意見ありませんか。○○委員、どうぞ。

○委員

意見というのではなくて、この「審議会での主な意見」に書かれている項目について、実はこれ、小委員会で意見が出たというので、この意見については、この審議会において確認をお願いしたいという、そういう趣旨でございます。

○会長

そのとおりですね。ありがとうございます。

それでは、ここの不燃ごみ・粗大ごみにつきましては、この取りまとめでよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

次の項目に行きたいと思います。「廃プラスチック類の資源化」、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、「廃プラスチック類の資源化」についてです。8ページをご覧ください。

この事業も、審議会で主な意見はございませんでしたので、小委員会が出された意見をご紹介します。

主な意見としまして、現状での処理方法は、現時点では妥当ではあるが、今後も環境負荷や処理経費について注視し、総合的に判断すべきである。プラスチックのリサイクルは一般の区民に分かりにくいことから、廃棄物処理計画やホームページ等で処理方法などをわかりやすく記載し、区民への説明責任を果たしてほしいとの意見をいただきました。

これを受けまして、今後の取り組みとしましては、「現状では原則サーマルリサイクルで処理を行うことが妥当であるとする。今後、廃プラスチックの処理は、様々な品目について、定期的に環境面・経済面など、さまざまな観点で検討し、北区に合った廃プラスチック類のリサイクル方法を選択することを要望する」としています。

そして、リサイクル手法を総合的に判断する上での着眼点としましては、

○区民にとってわかりやすく、負担とならない分別方法を基本とする。

○廃プラスチック類は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環境負荷や経費増が発生する。処理方法の検討に当たっては、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて総合的に検討する必要がある。

○廃プラスチック類のリサイクルは、「容器包装プラスチック」や「製品プラスチック」など、一般の区民にとってわかりにくいことから、区民がわかりやすいようにホームページなどで周知し、理解を深められるよう継続的な周知や広報が必要である。

としています。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。この廃プラスチック類の資源化につきましては、幾つかの課題があるという認識に基づいておりまして、しかし、容器包装リサイクル法で資源化について取り組むということにもなっておりますので、メリット、デメリット、総合的に勘案して、今後の資源化のあり方について検討していくと、こういうふうなまとめになっております。

何かご意見。○○委員、どうぞ。

○委員

ここでは資源化ということを検討することになっていますが、例えばごみを出さないとか、作らないとか、今プラスチックのストローを廃止していこうという気持ちとか、普通のコンビニとかに行ったらプラスチックのスプーンを付けますかとか、スーパーでは、果物とか買うときにプラスチックのパックに入れて売っていたりとか、そういったことを、私たち区民もそうですが、事業者側でも、ぜひ廃プラスチックを出さないような取り組みを協力していただければ、環境負荷とか運搬や選別の経費というところでも削減というんですか、そういうことにつながるのではないかと考えているので、例えば区民がスプーンは要りませんよということ言うのも大事だし、それから企業でもそういったプラスチックのストローを付けないとか、売るときにプラスチックのパックに入れて売らないようにする努力とか、ぜひ企業さんにも努力をしてもらえたらなと思いますので、そういったことも盛り込んでいただきたい。

○会長

ありがとうございます。一番重要なところを今おっしゃっていただいたのではないかと思います。そうですね。ちょっと工夫をしまして、発生抑制についても何らかの形で取り入れたいと思います。いかがですか。

他に、いかがでしょうか。

○委員

「わかりやすく、わかりやすく」と、ここにはすごく書いてありますが、「サーマルリサイクル」という言葉が出ていて、これは左の8ページのほうでは「サーマルリサイクル（熱回収）による処理」と書いてあって、しかも資料の後ろの用語集で確かに書いてありますけれども、サーマルリサイクルとは、「廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される」と書いてあって、ちょうど見学してきたところだと思うんですけども、この提案とかでいきなり「サーマルリサイクル」と出てくると、非常にわかりにくいとは思って、その点が全部調べないと出てこないようになっているので、その辺は工夫されたいと思います。

○会長

ありがとうございます。そうですね。ちょっとこの辺、もう少しわかりやすく工夫をしたいと思います。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。それでは、このような取りまとめということで、修正を若

干いたしますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の10ページに移りまして、「戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大」というところから、ご説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、「(5) 戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大」についてです。10ページをご覧ください。

こちらでは、審議会では活発なご議論がございまして、大きく10件の意見を掲示させていただいております。本日は、その中から主な意見をご紹介します。

まず3つ目の意見。北区の特徴（車が通行できない狭小路地、集合住宅が多い）を踏まえた収集の取り組みが必要である。

次、戸別収集の地区と集合住宅との境界で不法投棄の対策が必要である。

飛んでいただいて、8項目目。各地区のアンケート結果は軽視できない。戸別収集を望んでいない地区で戸別収集を実施するには、明確な説明が必要である。

10項目目の意見。前回のアンケート結果には、集積所の場所を提供している人や、集積所の近くに住む人の意見が反映していないのではないかなどの様々のご意見をいただきました。

それを受けまして、「戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大への取り組み」については、戸別収集は、高齢化が進行している中で、排出がしやすく、一人ひとりが責任を持ってルールどおりにごみを出すことができる高齢化社会にふさわしい収集方法である。

一方、「経費負担が増加する」ことや「集合住宅が対象とならない」という点や、「集積所はコミュニティ形成の大切な場所であり、集積所収集の継続を求める」という意見もありました。引き続き戸別収集への十分な普及啓発を行い、区民の合意を得ることができるように、行政には、区民ニーズの把握、他自治体の動向を踏まえ、実施に向けた検討を継続するよう求める。訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶などの資源も対象として追加するよう検討を求めると整理しています。

具体的には、下のところに戸別収集について4点ありまして、1として、戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、定期的に費用対効果の検証を行う必要がある。

2点目。戸別収集の対象は戸建て住宅とし、集合住宅は建物ごとの収集が妥当である。

3点目。狭小路地が多い地域や集合住宅が半数を占める地域など、地域の特徴を踏まえ

た収集方法を検討する必要がある。

4点目。可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、町会自治会と協働で資源ステーションによる回収を行っており、びん・缶の売却金を町会自治会連合会に還元していることから検討が必要となる。

続いて、訪問収集について2点。戸別収集にかかわらず、ごみ出しが難しい高齢者などを対象とした訪問収集事業は、住民要望も強い。引き続き事業継続を行い、資源を収集対象に追加するなど、事業の拡大検討を求める。

2点目。訪問収集の品目拡大については、町会自治会と協働で実施している資源回収と十分に調整して実施することというふうに整理をさせていただきました。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。戸別収集につきましては、さまざまご意見を頂戴しております。審議会の中では、戸別収集は、高齢化が進行している中で排出がしやすく、一人ひとりが責任を持ってルールどおりにごみを出すことができる、まさに高齢化社会にふさわしい収集方法であると、このような整理をしているところであります。

記載している意見の趣旨がちょっと違うというようなことがございましたら、ご意見をお出しいただいてもいいかと思えます。

○委員

この戸別収集と集積所収集、両方とも大事なことですが、お尋ねしますが、集合住宅と個人住宅の赤羽地区、王子地区、滝野川地区の割合というのはわかりますか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

一般的には滝野川地区については、区内の3分の1の地域を占めていますが、やはり戸建ての住宅、道が狭いという特徴があるということは理解していますが、具体的な数字までは把握しておりません。ただ、浮間地区ですとか桐ヶ丘地区は集合住宅が圧倒的に多いというふうに事務局としては認識をしています。

また、滝野川地区でも、東田端の地域は集合住宅が最近建ってきているというふうな状況も理解しているところです。具体的な数字までは理解してないと回答させていただきます。

○委員

わかりました。何で地域がこれだけ戸別収集、それから集積所収集に対して急に意見を言い出したかという、今までその問題を各連合に提起していただいてなかったんですね。これは、事務局さんが少し広報が遅れたのかなという気はするんですけども、前回出て、それでこれを赤羽の自治会連合会へ持ち帰ってお話ししたら、「えっ、何で今頃そんな話が」というのが多数の意見ですよ。多数の自治会町会の会長さんの意見です。今のまま別に問題ないじゃないか。それでまた、リスクで1億、2億のお金がかかるというお話も前回されたと思いますが、その辺のお話をしたら、余計に、「いや、今のまま継続して、また新たに何か問題が起きたり、ごみの形が変わったり、これからごみというのは、また変化していく可能性が強いので、そのときに皆さんと一緒に考えてほしいじゃないですか。会長、この辺のお話を審議会のほうできちんとお話ししていただけないか」というのが連合自治会の意見です。総意です。

前回この話をしたときに、会長さんは、もう戸別収集に向かって進んでいるんだというお話をされたと思います。自分も、この審議会はそういう形で進まれているんだっらしやうがない。今度はうちに戻って、自治会町会の連合会のほうを納得させなければいけないという気でこれをもう一度、うちのほうの連合にこの案をかけて、いろいろな意見を聞いてみて、結果、やはり今のままでいいと。別にいじくる必要はないと。これが、もし皆さんの意見がなかなかまとまらないんだったら、柔らかく言えば継続審議みたいな形で継続していけばいいだろうと。今早急にどうだこうだと決めないほうが、よりそれは新しいごみに対しても、ごみ対策に対してもいい意見が出てくるんじゃないかということが自治会連合会の考え方に至ったんですね。

ですから、答えを急いで出すのではなくて、もう少し広報を広げて、各地区にだって地域があつて、ごみの問題というのは一番大事な問題になってくるわけですから、プラスチックとかメダルとか、そういうものも大事だけど、より生活に大事なものは、やはり1日の生活、3食食べて、ごみを出してというのが地域の方たちの一番大きな問題だと思っておりますので、その辺を含めて、もう一度考えを改めていただければ大変ありがたいという気はいたしますので、よろしくお願いします。

○会長

はい。いろいろな事業、プログラムにつきましては、審議会等の場での検討ですよ。今進めているというふうにおっしゃいましたけれども、進めているのではなくて、検討を

進めていると、こういうことです。

○委員

答えを出すというような形ではなくて……。

○会長

ええ。実施について、もう進めているということではありません。検討を深めて、そして行政として決定をし、計画をきちんと立てた上で実施に移すと。議会にもきちんと説明してということも当然ありますし、そういう段階にはまだ至っておりません。

○委員

まだ検討の前提みたいなものということですね。

○会長

そういうことです。

○委員

なるほど。またこれを持ち帰って。

○会長

そういう意味では、ご安心いただいて。

○委員

皆さん、連合の方たちは、今日の会議を持ち帰って、私の話をすごく期待しているというか、楽しみにしているんですよ。だから、それだけ責任があるので、多分、もうそんな話、せっかく進んでいるんだからという方たちもいらっしゃると、審議委員の方にはいると思うんですけど、やはり大事なことなので、生活ごみというのは一番大きな問題だと思いますので、その辺は慎重に審議していただければありがたいなと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長

はい、慎重審議という方向でまいりたいと思います。

○委員

わかりました。

○委員

ちょっといいですか。

○会長

〇〇、どうぞ。

○委員

今のお2人のお話で答申をもし出すのであれば、この11ページの3段の表現は、おそらく変える必要があると思います。つまり、ここに書いてあるのは、「引き続き戸別収集への十分な普及啓発を行い、区民の合意を得ることができるように、行政には、区民ニーズの把握、他自治体の動向を踏まえ、実施に向けた検討を継続するように求める」というと、こういうふうに書いてあると、少なくとも普通にさっとこの文面を読んだ限りでは、戸別収集というものは非常にいいものだから、全体を戸別収集の方向に持っていくというふうにとりあえず読めます。だから、それがもし地域ごとにそれぞれの状況を把握した上で、戸別収集にすべき場所と、そうでない場所とが両方あるんだよというのが、そういうまとめにするのであれば、ここの表現は変えないと、今の心配のほうに行っちゃうんじゃないかと思うんですけど。

とりあえず以上です。

○会長

では、部長、どうぞ。

○事務局（生活環境部長）

よろしいでしょうか。こちらの取りまとめのところ、これまでの審議会のご意見等々を踏まえまして、このような書き方。全体的に、戸別収集というのは高齢化社会にふさわしい収集方法であると。これは会長をはじめ、このようなご意見であったかと思っていますけれども、アンケート結果、あるいは今、〇〇から、前回もお話がありました、今回もお話がありましたように、赤羽地域では望んでいないというようなご意見をいただいておりますので、ただいまの〇〇委員の意見も踏まえまして、書き方については、また会長と、そういう反対の意見、違う意見もあるということをもう少し事務局と会長でご相談をさせていただいて、追加をさせていただくような方法を検討してまいりたいと思います。

○会長

はい。先々を見て、それで戸別収集のあり方、必要性、そういうことを書いたということですね。高齢化社会にふさわしい収集方法であることは間違いないわけです。ただ、戸別収集を実施するというときは、なかなか地域によって、住居形態によって、またその地域の排出・収集方法についてのいろいろな受けとめ方ですね。集積所近辺にお住まいの方と集積所とはもう離れていて、管理をほとんどやってないなんていう人もいますし、人によって様々です。

ですので、合意形成が非常に重要なことだろうと思います。ですから、この審議会としましても、そういう非常に多様なニーズというものを受けとめて、しかし将来の収集方法のあり方ということの中で戸別収集についても検討を深めていくという立ち位置にあるのかなと思います。いただいたご意見を踏まえまして、調整をさせていただくと、こういうことでまいりたいと思います。

○委員

いいですか。

○会長

○○委員。

○委員

そうしますと、この白抜きになっておりますね。戸別収集の地域拡大云々かんぬんと。そういう「地域拡大」という、その言葉自体も、今の会長の話ですと検討を込めているということですから、それに合わせた見出しにしていくということでない、先ほどの引き続き云々かんぬんというところとのバランスだと思いますので、もう一度そういうふうにもう一考していただいたほうが、より検討を踏まえているというニュアンスがはっきり出てくるのではないかなと思います。拡大に向けて検討を込めているという、そういう理解ですか。

○会長

はい。戸別収集をやっている地域があって、一方で従来どおりの集積所収集のところがあるわけですよね。集積所収集の地域からも戸別収集を実施してほしいというようなご意見も出ているわけでありまして、そして、先ほど言いましたように、高齢化社会ということを見ると、きめの細かな収集ができること、各家庭の排出マナーの適正化というようなことも期待できる戸別収集については、地域的に未実施の地域に拡大したほうがいいのかどうかというのが、ここでの重要な審議議題でありますので、やはり「地域拡大」という言葉は使って差し支えないのではないかなと思います。

○委員

反対するわけではないですけれども、引き続き云々かんぬん、あるいは今言われました検討を深めていくというところのニュアンスが、すっきりはっきりできるような、この何とかの取り組みというふうにしていただいたほうが、より良いのではないかなというふうに思っております。

戸別収集は、この高齢化社会にふさわしい収集方法であるというふうには評価しているわけですが、それをどう地域に拡大するのかというのは、当然しかるべき方向性だろうとは思いますが、今の検討を深めていますよというところの、それをどううまく見出しの中に入れて——何て言うんですか、そこに合わせる形で、こういう見出しをつくったほうが、より討論の現状を踏まえた見出しになるのではないかということを感じられましたので、そこら辺は事務局と会長に、言葉の使い方につきましてはご一任いたしますけれども、ぜひご参考にさせていただきたいと思います。

○会長

わかりました。

○委員

ちょっといいですか。今ので、ふさわしい言葉だとすると、おそらく「戸別収集にふさわしい地域の見極め」というようなことになったら、一番ふさわしいかなと。これは1つの提案でございます。

○会長

ご意見としてお聞きしておきたいと思います。小委員長、どうぞ。

○委員

戸別収集、地域拡大の検討ということで1つ入れればいいんじゃないですかね。「地域拡大」の後に、「の検討」を1つ入れるだけで……。

○会長

そうですね。要するに、そんな形ですよ。もう地域拡大をするんだという形で、この審議会で取りまとまったわけではないですからね。検討を引き続き行くと、検討を深めていくと、こういうことを表現できるようにしていくと。

○○委員。

○委員

初め、この収集のときに、団地の1件1件も戸別になるんじゃないかなということは私ちらっと思いましたが、戸別収集になると、そういうことも考えられるのではないかなと。この前の話でそう思ったんですね。今また、ここに戸別収集って書いてあると、この前の話の中で、戸建てのところの人たちが、結局自分の家の前にごみを置くのは嫌だということから、戸別収集を拡大していこうと言ったほうがいいんじゃないかというお話になったんじゃないかなと思ってはいるんですけども、そういうことであれば、もうちょっとこ

の戸別収集というのも検討していただければと、私はこの前の会議のときからそう思っています。団地みたいに大勢のところの1カ所の回収はすごくいいことだと私は思っておりますので、ぜひそこら辺を考えていただければと思います。

○会長

ありがとうございます。戸別収集という収集方法に切りかえるということについては、もうおっしゃったような、いわば集積所のトラブルですよ。あるいは管理ですよ。これについての問題もありますし、その他にもいろいろ高齢化時代に排出しやすいというようなこともありますし、それから、そのトラブルの中には、街の集積所に住人の方が出しているような小さな集合住宅もありますし、そういうあまり管理をしないで利便性だけで、フリーライダーとして享受するというようなことで、町内会長さんが非常に困っているというような地域もありますしね。そんなことで、戸別収集で排出者としての責任を明確化しようという考え方が出てきているのだらうと思います。

そうですね。そもそも戸別収集ってどんなものかということ、よく区民の方に知っていただくことも必要だらうと思いますよ。日本全国で戸別収集をやっているところというと、そんなに多くはないです。ただ、東京の多摩地域は、ほとんどの自治体が戸別収集をやっているというような状況です。それで、4月に有料化と戸別収集を同時に実施するという自治体がありますが、その資料を今読み込んでいるところですけども、いろいろな意見が出ています。賛成意見もありますけれども、反対の意見も随分あります。

反対意見の中で非常にある程度説得力があって、真剣に検討していただいた上で反対されているなというのは、ある程度大きなデベロッパーが一戸建ての家を団地のようにつくったと。そういうときに、各住戸の共有みたいな形で集積所を設置しますよね。それでかなり整然と集積所収集がなされている。住民同士の触れ合いも、ごみ排出のときにあると。こういう全く問題ないところで、なぜ戸別収集に切りかえるんだという、これはもっともなところもあるんですよ。そこで、多摩地域の戸別収集についてちょっと調べてみたんですけども、対応は、やはり戸別収集に切りかえるときは、戸建て住宅については全て一律に切りかえますというところが多いですけども、自治体によっては、その団地の全ての住民がオーケーということなら、例えば8戸とか10戸とか、その集積所を使っている住戸ですけども、その人たちが全員揃って、今までどおりの集積所できちんと管理しますということであるならば、継続して集積所を利用することができるというふうにやっている、そういう工夫をやっているところもあります。

ただし、その後を見ますと、やはり住民も変わりますし、高齢化も進んでまいりまして、結局はやはり1件ずつ戸別に収集していただいたほうが楽だねというようなことで戸別化していく傾向というのはあります。そのようなことで、戸別収集のよさを1回経験すると、もう集積所には戻れないというような、そういう傾向があります。

○委員

この「戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大の取り組み」。これも含めて、戸別収集か集積所収集かという前回の参考資料よりも、「集積所収集」という文字がものすごく少なくなっちゃっているということは、この審議会は、もう戸別収集に向かって流れているというふうに考えてよろしいですか。

○会長

いや、向かって流れているということではなくて……。

○委員

だって、字が全然ないもの。「集積所収集」という字が。

○会長

あくまでも検討を深めていくということ。

○委員

だから、もう少し上手に、できたら書いていただきたいですね。集積所収集があまりにも、一生懸命、皆さん今、集積所収集でやっているの、それを戸別収集はこれだけ大きな顔して出てきて、それで集積所収集はもう二の次だみたいな感じの資料というのは、読んでいてあまりいい感じはしないものですから、その辺は考えていただきたいと思います。

○事務局（生活環境部長）

会長、事務局で説明をさせていただきます。

○委員

最初の回収、区が始めた履歴としては、集団ですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

滝野川地区では戸別収集にやっていますが、それ以前は集積所で収集をしている。これは、王子も赤羽も、今それは継続しているというふうにご理解いただきたいと思います。戸別収集と、集積所収集。

○委員

そうすると、集団回収と集積所回収というのは違うの？

○事務局（リサイクル清掃課長）

集団回収というのは、区民の方が10人以上で自主的に、いわゆる回収をするために手を挙げていただいたための事業で、一般のごみの収集とは違います。資源のための集団回収です。資源だけですね。ですから、集団回収をやっている方も集積所収集か戸別収集をやっている。不燃ごみと可燃ごみについては集積所の収集をやっている。資源については、団で回収をしていると、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○委員

いずれにしても、先ほど言った議論をしてここまで来たんでしょから、言葉だけで引っ張られていくというのはちょっと危険かなと思いますので、一応お話しさせていただきました。

○会長

ありがとうございます。

○委員

いいですか。

○会長

どうぞ、〇〇委員。

○委員

〇〇委員がおっしゃったように、赤羽だけの問題ではなくて、私は王子ですけれども、王子本町というのは、目の前が通りの前が滝野川四丁目です。向こうは戸別収集でやって、こっちは集団というか、まとめて取りに来る。それで、一番の王子連で言えば、この前のお話で、戸別収集でやると何か2億円かかるとかというお話がちらっと出まして、冗談じゃないと。そんな2億円かかるくらいなら今のままでいいというような発想ですよ。

それで、なおかつ王子は戸別収集なんかやらなくても、王子連も同じことです。そんなもの、戸別収集に動かなくたって、今のままで十分だよって。そんなもの2億円かける必要毛頭ないっていうのが、王子だってそうです。赤自連だけじゃないんですよ。それは申し上げておきたい。

○会長

ほかに。

○委員

何か審議会のテーマが、私はもともとごみを出さないとか、ごみを減らすための審議会

というような把握だったので、戸別収集の善し悪しについて個人的にいろいろ考えはありますが、減らす方策として、当然戸別収集の話になったわけですね。

それで、実は戸別収集の話って、今回初めて出たわけじゃなくて、前回の審議会でも当然出ましたし、何なら滝野川が始まったときに、片一方はどうするんだという審議が始まっているので、それで話が出てないというよりは、その辺の周知は確かにしっかりしなければいけないというのが個人的な感想です。

それと、もう1つが、私はこれ、毎回言わせていただいておりますが、集積所の人の意見を取り込まないと、これはもうどうしようもない話ですよ。どうしたって北区の世帯数が19万世帯で、集積所の数が2万5,000とかですね。そうしたら、数の論理で、集積所を管理している人がそうでない人に数で勝てるわけないので、ぜひ集積所の管理をやっている方のアンケートというのを実施していただきたい。やはり区民サービスで考えたら、サービスというのは平等が理想ではあるので、そういったところも踏まえて、前回も、このまま何か何回も審議を重ねて発展がないというのは、ちょっと非常に残念だなと考えますので、そういった集積所を管理している人の意見を取りまとめたものをつくって、ぜひそれを参考に、この審議会で話し合っていきたいと考えます。

○会長

はい、おっしゃるとおりですね。ただ、一部ですけれども、前回のアンケート調査の中に、集積所が住宅の脇にあるというような方もおられたように記憶しています。そういう方は、個人的の「個別に」ですけれども、個別収集に切りかえてくれという、そういう要望も出されていたように記憶しています。そういうことで、トラブルに直面しているような地域では、柔軟に対応していくというようなことも1つだろうと思います。そういうような場所については、個別化をスポット的にやっていくというような形で集積所トラブルに対応していくというようなことをやっていいのではないかなと思います。

私に関係している多摩地域の自治体で、そのような対応をしているところもあります。全体として、全市域で戸別収集に切りかえるには、すごいお金もかかることだし、集積所を利用されている人たちの意向を受けて、市として柔軟に対応していくというようなことをやっています。それで、結構何百と、もう戸別収集が増えているというような状況です。

○委員

いいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

私は、王子連とか赤自連と、そういう立場ではなくて、リサイクラーですけれども、前にちょっとお話したんですが、私どもの町会のある方の集積所の方が、団地の方々が大量に東十条の駅に行く流れの中で、ちょうど通りがかりに集積所がありましたので、そこに大量に捨てていくということで、そこの住人の方にとって大きな負担になってしまって、それで清掃事務所の方とご相談をして、ちょっと奥まったところにずっと、多分10件ほど戸別収集にさせていただいています。

それから、もう1回、これは先日のときお話ししましたけれども、あるところの集積所の担当の方が高齢化して、もう収集ができなくなってしまったということで、周りのお宅にご相談したら、どこも受け手がないということで、これも戸別収集——五、六件だと思えますが、していただいたというケースもあります。

ですから、先生がおっしゃったように、王子連と赤自連という大きな立場ではなくて、個別に清掃事務所の方が、今既にご相談に乗っていただいておりますので、地域であったら、そういう部分的に状況を改善しなければいけない地域も当然あると思うんです。これから高齢化がありますから。ですから、大きな集合体になると、今、〇〇委員、あるいは〇〇委員がおっしゃったように、なかなかまとまりづらいですけれども、個別の現実に困っているところについては、やはり収集の方法をご検討いただいて改善していくということが大事なことだと思っています。

○会長

ありがとうございます。そのような柔軟な対応というのにも必要かなと思います。

ということで、この取りまとめを基本としまして、いただいたご意見をできるだけ反映させるような形で中間取りまとめをさせていただくというようなことで、修正・調整につきましては、小委員会と事務局にお任せいただけないでしょうか。

(委員了承)

○会長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の「家庭ごみの有料化」について、事務局のほうでご説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、(6)になります「家庭ごみの有料化」についてです。12ページをご覧ください。

その下段ですね。「審議会での主な意見」をご紹介します。

有料化実施自治体では明確なごみ減量効果が現れている。有料化の収入は区民に還元する仕組みとする。有料化は、ごみ処理経費の一部を見えるようにすることで、ごみ処理の意識改革、減量につながる。有料化の導入は基本的に疑問がある。基本的には反対するとの意見がございました。

そのご意見などを受けまして、今後の取り組みとしましては、「家庭ごみの有料化は、ごみ減量に対する有効な施策であることは明確である。有料化により発生した財源は、戸別収集に係る費用や集団回収の報奨金増額など、区の清掃事業のサービス向上に使い、原則として、区民に還元できる仕組みを検討する。将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体の動向を注視しつつ、区民にきめ細やかな説明を行い、理解を得る必要がある。行政には有料化の実現に向けて積極的な普及啓発を求める」とまとめています。

また、検討に当たり、5点の留意点をまとめています。

○全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展している

○二十三区で導入している自治体はないが、他の区で有料化を導入し、ごみ減量が進むと、ごみの量で清掃工場の経費を負担していることから、北区がより多くの経費負担を行うこととなってしまいます。他の区に遅れることなく積極的に導入の検討を要望する。

○有料化による歳入は、清掃事業のサービス向上を目的に、戸別収集の実現、集団回収の報奨金の増額、集合住宅の保管場所整備費の一部助成など、区民へ還元する仕組みとすることを求める。

○ごみ処理経費の一部を見えるようにすることで、ごみの排出に経費がかかることを明らかにし、排出量に応じた公平な負担を求めることで、ごみ減量への意識付けを行う。

○新たなごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、ごみの排出実態を明らかにする調査を充実し、周知するとともに、戸別収集の仕組みの説明など、区民へ情報提供を充実させ、理解を深められるよう情報発信を行うとまとめています。

以上です。

○会長

ありがとうございます。ここのところでご意見ございましたら、お願いします。○○委員、どうぞ。

○委員

以前にも言わせていただいたんですが、やはり家庭ごみの有料化ということが、ごみ減

量に対する有効的な施策というのが明確というふうに書かれているんですけども、ほんとうに有効的な施策なのかというのは、ちょっと私は疑問に思っているところです。

今年、議会で、名古屋市に視察をさせていただいたのですが、名古屋市では、やはり同じように、ごみがどんどん増えてきて、もう埋立の限界に来ているという話をされていて、それで市民と行政が協力して、ごみを少なくしていこうと、そういう取り組みを行い、もらった資料によると、平成10年度から始まっているんですが、平成29年度までに約40%減らしている実績が成果として説明を受けました。

なので、資料では、ここに多摩市の自治体の資料が出ていますが、もう少し広い範囲で見させていただいて、このように有料化をしていなくても市民と行政と事業者の協力で減らしているという現実もありますので、ぜひこの審議会で議論するに当たっても、やはりもう少しいろいろな様々な資料があったほうがいいのではないかと思います。多分、市民の方に説明をするに当たっても、そういったデータというのはとても必要になってくると思います。

それとやはり、例えば有料化になってから、ごみ袋をほんとうに買いたくないというんですか、なのでごみを減量していくのではなく、やはり根本的には、ごみを少なくして、リサイクルを進める循環型社会を実現していくということです。ごみ袋が有料化になったから、ごみを削減するという考え方ではなくて、やはり循環型社会を実現していく、そういうもつで、ごみ減量というのは、みんなで考えていくということが必要だと思います。ただ有効な施策がごみ有料化だけですよというような、こういった書き方には私としてはとても疑問に思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。他に、ご意見ありますか。

○委員

私も同じ意見でありまして、ごみを減らすというのを、消費者としても、当然ごみを出さないようにするというのにはありますけど、先ほども〇〇委員もおっしゃっていたように、物を提供する側が、ごみを出さない方法でできないかと。要するに発泡スチロールをいっぱい使って果物とかを入れているものは、必ずごみとして出てくるんですね。そういう物の、もう少し供給する側と需要する側のバランスがうまくとれば、ごみというものは減ってくるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございました。

○委員

1点いいですか。

○会長

〇〇委員、どうぞ。

○委員

大変細かいことで恐縮ですが、「二十三区で導入している自治体はないが、他の区で有料化を導入し」と、ちょっと表現として、言っていることは、要するに他の県の何区という意味だと思いますけれども、ちょっと何かストーンと落ちないというかな。北区ではやってないけど、他の区でやっているという表現ならわかるんですけど、これは北区を含んだ二十三区全体でやってないというんでしょう。

○事務局（リサイクル清掃課長）

はい、そうです。

○委員

そうですね。そこで「他の区」と言うと、ちょっと違和感がありませんか。他県の他の区でもいいんですけど、何かそういう表現じゃないと。おっしゃっていることは、例えば横浜の北区とか大阪の北区とかで、そういうところがありますよという意味でしょう。これは。

○事務局（リサイクル清掃課長）

この表現でございますけれども、あくまでも二十三区の中でということですよ。二十三区のだこかの区でという意味でございますので、ちょっと表現を工夫させていただきたいと考えます。

○委員

二十三区のだこかの区で？ ちょっと変じゃない？ 二十三区で導入している自治体はないけど、よその区であるという意味ですか。二十三区というのは。

○委員

仮になんです。仮に他の区で有料化を導入されるという意味なので、仮になんです。

○事務局（生活環境部長）

申しわけありません。よろしいでしょうか。二十三区で今導入している自治体はない。

ただ、他の区でも、この有料化について、こういった審議会等々で検討をしている区はあります。そういう中で、おっしゃるとおり、例えば他の区が北区に先行して仮に有料化をすると、二十三区のごみは清掃工場全体を二十三区で経費を分けていることから、北区の負担が多くなるというような書き方になっていますが、ちょっとわかりづらい面がありますので、正直申しまして、私もちょっと、このところは気になっておりました。意味としては、そういう意味ですので、書き方も工夫させていただきます。

○委員

わかりました。前回のときに、よその区がやったときに北区もやるんですかと、かつてご質問したケースがありましたよね。

○事務局（生活環境部長）

はい、おっしゃっていました。

○委員

はい、わかりました。

○事務局（生活環境部長）

ほかの区が導入したら。ということです。

○委員

わかりました。ちょっと理解が不足して申しわけありません。

○事務局（生活環境部長）

すみません。申しわけございません。書き方を工夫いたします。

○会長

ありがとうございました。こここのところのマルのところは、前回のまとめもこういう形だったということで、こういう言葉遣いを前回使っていましたので、そのまま入れたということになっていますが、こここのところを文章的にも整理をさせていただきます。

もっといろいろなデータを入れたらいいじゃないかというようなご意見もありましたけれども、ここは有料化の導入を本格的に検討するという場ではありませんので、基本的な方向のみを出すということで、このぐらいの情報量になっているということでもあります。

委員、どうぞ。

○委員

家庭ごみ有料化のみでは減量施策はないわけで、それに関しては、さまざまな施策を、北区だけでなく、他の自治体も進めてきている状況で、実際に全国的にもごみ量は削減

されてきております。

その中の1つの有力な方策が、この家庭ごみの有料化だということは間違いない事実です。ですので、そういう意味で北区も乗り遅れることなく、こういう有料化についての検討をすべきだという趣旨でここに資料が出ているかと思えます。

そういうわけで、有料化のみということではなくて、実際に他の減量化施策も今まで継続的にしてきたわけです。その中で、有料化については二十三区についてはまだ導入していないと、そういう状況です。その中で、有料化について、ここでは検討するということの取り組みですので、これについては重要なことですので、家庭ごみ有料化のみということではないという、これは重要なポイントかと思えますので、発言させていただきました。

○会長

ありがとうございます。○○委員、どうぞ。

○委員

今、1つの方策ということでしたので、そういった1つの方策という言葉も、ぜひここで書いていただければ、よりちょっと理解しやすい、私にとっては理解しやすいなと思いましたので。

○会長

他にご意見、ございませんか。

前回のまとめと比べますと、やや詳しく書かれているかなという気がします。ごみ処理経費の一部が見える化するということですね。そして、ごみの排出に経費がかかると。さらに言えば、環境負荷を発生させているということの気づきも促せるという、そういうことで区民の意識を高めることができるのではなかろうかという、そういうことがここに書かれているわけです。

そして、さらに前回にはなかったと思いますけれども、有料化をすると、手数料収入が行政に入りますので、これを区民に還元するということですね。区民サービスの向上とか、ごみ減量に取り組むという人たちに、その支援をすとかという形で、手数料収入の用途を明確化するという、こういうつくりになっているわけです。

○○委員、どうぞ。

○委員

「有料化による歳入は」というところですが、まずそれができるのかどうかは、

これから変えていく必要があるのかなど。売上の一部を清掃事業の他に充てるなどの話ですけれども、現在やっている北区行政の古紙の歳入に関しては、たしか一般財源に入っています。この歳入をそういったことに回すことによって周知・啓発につながるなど考えているのであれば、まず今、資源、古紙の売上は一般財源からそういうところに回せるのではないかなど考えたのが1つあります。

あと、やはり審議会での主な意見で、ここにはもう確実に明確に反対というものを謳った人がいるので、せめてそれを盛り込んだものを取り組んでいかないことには、審議会の意味がなくなってしまうので、そこの部分をどう使うかわかりませんが、もう一度ご一考いただけないかなど思っております。

○会長

要するに、今おっしゃったのは、有料化についての何らかの懸念というか、マイナス面というか、そういうようなものがあれば……。

○委員

というよりも、「有料化による歳入は、清掃事業のサービス向上を目的に戸別収集の実現や報奨金の増額など、区民へ還元する仕組みとすることを求める」ということで考えられるのであれば、今あるものを改善していく必要があるのではないかと。そう言いますと、やはり資源古紙回収は、一般財源ではなく、こういうところに回すほうがよりよいものができるのではないかなど考えているのが1つです。

あとは、基本的に反対するという方がいるのに、この有料化への取り組みがあまりにも具体的なので、わからない人が見たら、有料化に行くのかなど思ってしまうので、せめて主な意見の「基本的には反対する」に関しては、それなりに配慮いただきたいと思っております。

○会長

基本的には、当審議会としては有料化に前向きに検討を進めるという、そういう方向ですと。

○○委員がもう1つおっしゃった回収した資源物の売却代金ですね。これを一般財源に入れないというようなことをおっしゃったんですが、そういうふうに行っている自治体も幾つかあります。基金制度みたいな形で、基金に入れてと。それで併せて、その基金に手数料収入も入れてということを行っている自治体も一部ありますけれども、まだこの議論というのは、そういう詳細制度設計のところに入っているわけではありませんので、ち

よっと進み過ぎの意見かなという印象を持ちます。

○委員

すみません。ご説明ありがとうございます。有料化の歳入という、ほんとうに具体的な話が出てきたので、審議会の立場としては、基本的には何か今あるものの見直しと新しいものの抜本的な考えだと思っていたので、こちらのほうも進めると、同時に今あるものも再度検討していただきたいなという考えです。

○会長

はい。この審議会の、この取りまとめとしましては、集団回収に一生懸命取り組んでいただける方とか、生ごみの資源化とかに取り組んでいただける方とか、あるいはカラス対策などできちんとやって、適正な排出に取り組んでおられる方、そういう方に支援をするというような、そういうイメージですね。

○委員

いいですか。

○会長

○○委員、どうぞ。

○委員

先ほど○○委員がおっしゃったのもあれなのですが、含めて。最初の文章についてですけれども、先ほどの「家庭ごみの有料化は、ごみ減量に対する有効な施策であることは明確である」というふうに書くのをどう直すかという話ですが、まず、こう書いた場合には、これは因果関係が100%だと言っていることになりますから、やはりこれではだめだと思います。

じゃあ、どうするかというと、例えば例ですが、「ごみ減量に対して考え得る有効な施策の1つである」というふうに言えば一番いいと私は考えます。ただ、その場合、そしてさらに、「有料化を導入した場合」という言葉を入れて、その後ずっと「有料化により発生した財源は」として、「これは区民に還元できる仕組みを検討すべきである」。だから、導入した以上、必ずそれは検討しろというふうにする。少なくとも有料化したらば、必ず減量するのだよということは統計的にも出ていないわけだから、そういう例もあるというレベルですから、「明確である」はだめです。それを今のように直してください。「考え得る有効な施策の1つである」というのが、私としてはいいと思うので、それは提案します。

そして、そのかわり、導入した場合には、この区民に還元できる仕組みは必ず検討しな

ければいけない、検討すべきだと。そういうふうにして、強い言い方をすべきだと私は考えました。

以上です。

○会長

幾つかおっしゃいましたけれども、これまでの実施例を見ますと、有料化をしますと、手数料の水準にもよりますけれども、1リットル1円～2円程度の有料化をしますと、可燃ごみで20%近く減量しています。減量を全然してないケースというのは見たことないですね。ということで、もう実証されている。これはもう共通認識として持っていただくということが必要ですね。

「有効な施策の1つである」という、「有効である」じゃなくて、その1つであるということについては、そのとおりでありまして、そのような表現でもいいかと思います。

このくんだりで、区としての危機意識があらわれているというのは、ちょっと書きぶりを整理する必要が出てきたんですね。二十三区で一緒に清掃工場を運用しているわけですが、その負担金が、ごみの量に応じて負担するという形になっていますので、あまりのんびりしていて、他区が軒並み有料化をするようになって、ごみを減らすようになったとした場合、清掃工場の負担金がどつと有料化をしてない自治体、区にかぶさってくるという非常に危機的な状況が訪れる恐れがあるわけです。ですから、絶えず目配りをして、有料化というのはどういうものなのかというのをきちんと位置づけて、そして備える必要があるということですね。そうしないと、区民負担がどーんと増えるという思いがけないことになる恐れが出てくるということですよ。

それと、もう一番基本的なところですがけれども、北区が循環型社会をこれからさらに充実させていくというときに、ごみ量を減らす一番有力な施策の1つであるということは間違いないわけで、認識を深めていくと。この行政文章も、区民が認識を深めていくための1つの情報伝達ツールでありますので、こういう問題があるんですよ、問題に取り組みにはこういう方策があるんですよということを示しておかれたほうがというふうに思います。

○○委員、よろしいですかね。

○委員

実証されているのだったら、異論はありません。

○事務局（生活環境部長）

ちょっと1点だけ。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局（生活環境部長）

委員長、申しわけございません。先ほどの特別財源の〇〇委員のご質問、確認がとれましたので、ご報告をさせていただきます。

行政が回収しております古紙の売上は、現在、特別財源に充てられております。

以上です。

○会長

それでは、若干の文言の整理は必要とは思いますが、それを踏まえた上で、この取りまとめをご承認いただくということによろしいでしょうか。

（委員了承）

○会長

ありがとうございます。

それでは、次に「大規模事業者排出指導基準の見直し」「小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底」、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、14ページをご覧ください。こちらでも、審議会での主な意見を紹介させていただきます。

- ・立入検査が可能な指導員として、専門性を高めることができるような職員配置が必要ではないか。
- ・大規模事業者としては、自ら処理することを徹底しているので、排出指導は不要ではないかと思う。
- ・様々な大規模事業者がいるので、一概に不要とは言えない。ごみ排出マナーの指導が必要である。
- ・厨芥ごみをリサイクルルートに乗せる指導も必要ではないか。
- ・きちんと排出している大規模事業者は表彰等でさらに取り組みを充実させる制度を導入してほしい。

との意見をいただきました。

これを受けまして、「専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うと

ともに、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の普及啓発に努めることを要望する」と整理させていただきました。

具体的には、廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保する。次に、優良な取り組みを行っている事業者に対して表彰を行うなど、さらに取り組みを充実させるような制度の導入を検討する。3点目として、区による収集の対象となる小規模事業者については、他区が導入している登録制にするなど、区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように制度の見直しを検討するというふうに整理させていただきました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。事業系ごみに対するということでございます。ご意見ございましたら、お願いいたします。

事業所のごみ対策ということで、事業所のごみの減量・資源化を指導すると。これをかなり充実させてやっているという自治体の指導をちょっと見せてもらったことがありましたが、朝早く、もう午前5時とか6時とか、事業が始まる前に出向きまして、事業活動の邪魔になってもいけませんので、早い時間に行って、あるいは夜遅くもあるかもしれませんが、ごみの貯留場所に行きまして、ごみ袋を開いてあけて、不適物が入っていないか、資源物がないかというようなことを厳しく調べまして、資源化可能物が入っていると、あるいは産業廃棄物が入っているというような場合に指導をするというようなことをやっています。

彼らは、5人のグループで立入調査をするんですけども、もうGメンというふうに呼ばれているんですね。ごみ指導のプロです。夜討ち朝駆けで、体力的にすごく大変だろうとは思いますが、その方々は、もうものすごく手慣れていまして、できれば北区においてもそういうスタッフを育成していただいて、ごみGメンとして活動していただけるといいかなというふうに考えております。

○委員

ちょっといいですか。

○会長

はい、〇〇委員。

○委員

この対象となる事業所は、例えば法人として税務署に青色申告しているところが、会社だと1万社ぐらいあるんですよ。それから、個人の事業所として、個人で事業をしている方が、やはり1万人ぐらいいらっしゃる。そうすると、2万の事業所が多分あります。それをどんなふうに、その2万社を相手にしていこうとしているのか、ちょっと不安でならないというか、3,000㎡以下の事業所というのは、910坪だから、多分かなり大きな工場になると思うんです。それ以外の事業所というほうが、多分圧倒的に多い。それをほんとうにやり切れるのかなというのがちょっと心配でございますけれども、いかがでございましょうか。

○会長

事務局で、お答えをお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今、私どもで把握している、これは今年度の4月1日現在、3,000㎡以上㎡の事業用の大規模建築物の対象件数としては、244件ですね。それで、ご質問の、これも1,000㎡以上㎡3,000㎡未満としますと、それにプラスして255件の事業所がある。今、委員からお話があった大多数が1,000㎡以下の事業所になるのかと思われま

す。

○委員

ということは、1,000㎡以下の事業所は全然含まれないということですか。1,000㎡以内の事業所のほうが、多分家庭ごみのところに出しているほうが圧倒的に多いです。1,000㎡～3,000㎡に255社というのは、これは多分かなり区には出してないところです。そういった意味では、有効にするのであれば、もっと小規模の事業者を対象にしないと、こういう小規模事業者の実態と排出の比較とありますけれども、小規模というのが果たして小規模なのかという疑問でござい

○会長

はい、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

今の人員体制では、どうしてもこの程度の、1,000㎡以上に拡大しても、今3人体制でやっていますから、この倍は必要だろうと。やはり、人員との兼ね合いがあると思います。また、1,000㎡以下の事業所の把握については、清掃事務所と協力しながら把握をしていかないと、なかなか把握できないのかなと考えております。この辺は検討課題とさせていた

だきたいと思います。

○会長

小規模事業者さんの場合には、有料ごみ処理券を貼っていただくということになっていきますので、まずは貼付率をきちんと100%に高めていくということが一番重要なことかなと思います。大規模事業所対策もさることながら、これからは、やはり小規模事業者さんの情報把握から始まって、貼付率を引き上げていく適正な分別指導していくということが重要かなと思います。

それで、このまとめですけれども、いかがでしょうか。このようなまとめでよろしいでしょうか。

○委員

ちょっといいですか。

○会長

はい、〇〇委員。

○委員

些細なことですけれども、このマルが付いている一番下の「区による収集の対象となる小規模事業者については」という言葉ですけれども、その「他区が導入している登録制にするなど」という、この「他区が導入している」という言葉というのは必要ないのではないかと。

○会長

これは中野区です。

○委員

いや、中野区でもいいですけれども、それを見本としてつくるというのはいいんですけども、この文章の中に「他区が導入している」という言葉というのは必要ないのではないかと。要するに、北区としてどうするかという……。

○会長

いえ、先駆的に取り組んでいるということでは、他に比類を見ない取り組みでありますので、具体的な区名は出す必要ないと思いますけれども、実際にやっている実践例があるわけですので……。

○委員

いや、それはわかるんですけども、それはそれとして、実際北区としてはこうするんだ

という考えでいいと思うんですけど。「他区が導入している」という言葉がちょっと引っかかるんです。

○会長

ええ、北区がやっているのが一番重要ですからね。ご意見ですので、若干の整理をさせていただきます。

というところで、このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(委員了承)

○会長

ということで、次は「生ごみの減量と食品ロス対策の推進」、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、15ページをご覧ください。

まず、審議会の意見としては、9件の意見をいただきました。主な意見をご紹介します。

普及啓発を充実させるよう求めることを中心に、事業者の取り組みを支援すること。家庭で生ごみを水と二酸化炭素に分解する処理器「キエーロ」の普及啓発などに取り組んでいただきたい。特に生ごみ減量に取り組む事業者については、協力店や認定制度を導入して行政に支援をいただきたいとのご意見がございました。

16ページをご覧ください。これらの意見を受けまして、「区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロスに取り組めるような支援や普及啓発を求める。事業者の取り組みに対して、協力店や認定制度、表彰などの支援を要望する」としています。

具体的には3点。

○食品ロス削減協力店などの登録制度の導入を行い、区のホームページでPRする。

○賞味期限、消費期限の普及啓発、冷蔵庫の管理など無駄な消費をなくすための普及啓発を実施する。

○生ごみ処理容器(キエーロ)のモニター事業など新しい視点での普及啓発を実施する。と整理させていただきました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。普及啓発を充実させるという内容です。ご意見ございましたら、お出しいただきたいと思います。○○委員。

○委員

ページのところで、明確に食品ロスとして、排出量を把握できていないという課題のところがありますが、啓発して、こういった賞味期限があるよとか、そういうような啓発があるんだけど、やはり実態として、自分はどれだけ食品ロスを出しているのかとか、まずはそういう実態把握というのがとても大事かなと思っています。

先ほど名古屋市のことをご紹介したんですが、名古屋市とか、あと神戸市もそうですが、普通のご家庭の方に公募でモニターになってもらって、1週間とか4週間ぐらい日記形式で、自分はどれだけ食品ロスを出しているのかというふうな調査を行っていると同っているんで、ぜひここにキエーロの区民モニターとかもあるんですけども、そういった食品ロスの実態をつかむためにも、今後、実態をつかんだ上で、こうした削減の推進に生かしていくためにも、モニターになるのか、ちょっと手間がかかって大変ですが、ぜひそういった取り組みも行っていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。食品ロス削減対策についても、区民がどのような食品ロスの排出状況にあるのかということモニタリングするということも必要ではないかというご意見でした。

他に、いかがでしょうか。

食品ロスの調査研究ですね。そちらのほうにも努めていただくということでお願いしたいと思います。取りまとめとしては、このような形でよろしいでしょうか。

(委員了承)

○会長

ありがとうございます。それでは、このような形にさせていただきます。

それでは、9番目の「その他の具体策」をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、その他の具体策のうち、「①効果的な啓発活動の実施」について説明します。17ページをご覧ください。

「審議会での主な意見」をご覧くださいと思います。

- ・ICT機器等を活用し、外国人や若い世代への普及啓発をしてほしい。
- ・有名なアニメキャラクターなども普及啓発のきっかけとしては重要である。京都市の普及啓発漫画なども参考に事業に取り組んでほしい。

・調べてみようというきっかけや取っかかりを作れるような啓発事業の展開をしてほしい。

この意見を受けまして、取り組みとしましては、「ごみの減量化・資源化には、区民に気づいてもらえる普及啓発が重要である。環境教育など既存の普及啓発を継続しつつ、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。若い世代や外国人に対して、スマートフォンのアプリを活用するなどICTを活用した取り組みを行うよう要望する」と整理させていただきました。

具体的には、若い世代や外国人にも知ってもらえるスマートフォンアプリを実現する。キャラクターや漫画を活用した新しい普及啓発事業を実施する。既存の環境学習などの継続と事業の拡充を行うとさせていただきました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。ご意見ございましたら、お願いいたします。

このあたりは、小委員長がいろいろご意見出されたのではないかと思います、何か付け加えてありましたか。

○委員

特に付け加えるところはございません。

○会長

はい、そうですね。ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、このような取りまとめとさせていただきます。

この清掃事業関連施設ですね。こちらのほうについては、いかがでしょうか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、18ページのご説明をさせていただきます。

まず、審議会の意見としては、具体的に踏み込んだ議論、意見等がありませんでしたので、小委員会としての意見を紹介させていただきます。

「清掃事業の民間委託などの外部化推進は時代の流れである。作業員の労働環境に十分配慮しながら、再編や有効活用について考えてほしい」という意見がございました。

これを受けまして、「清掃事業が継続して実施できるように計画的に施設の更新、再編を行うこと。なお、計画にあたっては、委託先の従業員の労働環境も十分配慮することを求める」とさせていただきました。

「清掃事業に従事する作業員は、直営、民間を問わず休憩場所や作業前の待機場所などで苦慮している。休憩場所などを十分に配慮して施設整備を検討する必要がある」と整理させていただきました。

以上です。

○会長

ありがとうございました。委託先の民間の業者さんの労働環境を整備するというのは、これは当たり前の話ですね。非常に重要なことだと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(委員了承)

○会長

ありがとうございます。それでは、最後の「今後のリサイクル清掃事業のあり方」のところをお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

19ページをごらんください。ここで文字の訂正をお願いしたいと思います。3としまして、「今後の清掃リサイクル事業のあり方」となっておりますが、「清掃」と「リサイクル」が逆でございますので、中間のまとめの際に修正させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本文をご覧いただきたいと思います。

「循環型社会を実現するためには、ごみの減量が最も重要である。ごみの減量は一人ひとりが、「発生抑制・排出抑制」を意識し、ライフスタイルを見直すことから始めなくてはならない。

そのために行政は、新しく区民となった人や外国人区民にも、ごみ出しアプリといったわかりやすく便利な方法で適切な分別方法等の周知を図るとともに、高齢化社会を見据え、どんな人にもわかりやすく、受け入れやすい普及啓発に取り組むべきである。また、近年注目を集めている食品ロス対策については、すでに自主的に取り組んでいる飲食店や小売店などの事業者への支援を行うとともに、区民への周知・啓発活動を実施し、ごみ減量への意識改革を促す必要がある。

一方で、びん・缶のリサイクル事業など、他の自治体に先駆けて区民と協働で実施している取り組みもあるが、このような既存の事業も現状把握や評価を行い、一定の年数で見直すなど、区民・事業者・区（行政）が協働し、時代の変化に対応する必要がある。

以上の点を踏まえ、ごみを減量することを基本に事業の実施を求める」。

「(1) 内容の充実や新たに取り組む必要がある事業」として、以下8事業を示してございます。また、「(2) 継続して検討する必要がある事業」として、以下3事業をお示しさせていただきますいております。

続きまして、4として、「東京都北区災害廃棄物処理計画の策定に向けて」。

「早期の復旧、復興のためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要である。地域を熟知し、現場をまとめる区の清掃職員や必要な機材を確保し、災害時には、区民、事業者、行政をはじめとした全ての関係者が協力して迅速な災害廃棄物処理に取り組むよう求める。

また、災害廃棄物の再資源化推進にあたっては、「被災者の雇用創出や地域経済の復興という側面についても検討して欲しい」という委員からの意見を考慮し、計画に基づき具体的なルールの策定や区民周知などを進めるよう求める」とまとめております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。今後のリサイクル清掃事業のあり方、それから災害廃棄物処理計画の策定に向けてということでご説明いただきました。ご意見ございましたら、お願いいたします。○○委員。

○委員

全体的なところで1つですけれども、リサイクル清掃事業のあり方とか、環境、ごみ減量という話をしている全体的な流れなので、どこかに必ず環境負荷の低減、二酸化炭素の削減というのが最近セットで入ることが多いですので、これは、やはりこの審議会としては考慮して盛り込むべきだと考えます。

以上です。

○会長

はい、そうですね。発生抑制の視点が先ほど○○委員から指摘されまして、今また○○委員から環境負荷の低減という、どちらも非常に重要なことですので、盛り込んでまいりたいと思います。どの辺に織り込むかということにつきましては、小委員会と事務局のほうで検討させていただきたいということにしたいと思います。ごみを減らせば環境負荷も減らせるはずですので、そこまで言い及ぶということは大事なことになるかと。

他にいかがでしょうか。

○委員

ちょっとだけ、すみません。これは、すごくよくまとまっていると思いました。ただ、これは入れられるかどうかわからないですけれども、前にこちらの〇〇委員がおっしゃったことですが、同じ場所でなかなか分別されないまま、毎週毎週出しているような人がいるというようなことがありまして、実際に私も近くでそういう例を見ていたんですけれども、たまたまこの間、通りかかったら、しばらくしてから通りかかったら、集めに来てくださっている人がいまして、それがリサイクル課の人だったんです。

ですから、要するにそういう戸別収集に関しても、新しく外国人が入ってきたとか、新しく転入してきた人とか、いろいろな啓発活動と併せて、どうしても直らないそういうのに対する監視的なことが何か入れられたら、有効な監視というか、そういうものが入れられないかなという気持ちがちらっとあるんですが、無理だったら仕方がないと思うんですけれども、どちらかというとな警察的な話ですよ。それですが、どうしても繰り返す場所があって、最後は結局リサイクル課の人が来て、持って行ってあげるといって、それを繰り返しては、これはどうしようもないと思ったので、何かいい提案みたいなものができると、そういう意見です。

○会長

そこですね。先ほどの戸別収集が出てくるというのは、戸別収集という形で、そういう不適正な排出を指導しやすくするということでありますので、戸別収集のところ、排出ルールへの遵守、適正な排出を指導するというあたりのことを盛り込めるか、ちょっと調整をしていきたいと思えます。

確かに私も23区を歩いていまして、ベッドとかソファとか、粗大ごみ有料ごみ処理券を貼って出すべきものが平気で置いてあるんですね。1週間ぐらい置いてありますけど、いや、これはほんとうに困った話ですよ。そういうステーションがなくなると、これって不法投棄ですよ——は、歯止めをかけやすくなるということではないかと思えます。集積所って、ほんとうに不法投棄されやすいですよ。不適正な排出をされやすいところはありますね。

ほかに、いかがでしょうか。他にご意見ございませんようでしたら、この資料に案に若干の修正を加えまして、この後、正案を皆様のほうへこれをお送りするということになりましょうか。

2 その他

(1) 事務連絡について

○事務局（リサイクル清掃課長）

今後の予定ということでお話しさせてもらってよろしいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局（リサイクル清掃課長）

本日いただいたご意見等を、またこの場では出なかった意見も含めてなんですけれども、11月12日までに何か他にご意見がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っています。

その後、中間のまとめの案を小委員会の3人の先生方と事務局とで調整させていただいて、修正を加えていきたいと考えております。

また、中間のまとめがまとまりましたら、区民の皆様幅広く意見をいただくためにパブリックコメントの実施を予定しております。これが12月3日から1月7日まで期間、意見の募集を行わせていただきます。この辺は12月1日の「北区ニュース」で周知を図っていききたいと考えております。

そして、最後の第6回審議会、これは1月28日に開会を予定してございますが、こちらでパブリックコメントの意見も含めて、また小委員会で修正を加えて、皆様方にご提示をさせていただく。ですから、委員会の1週間前には必ず委員会の皆様方には資料を送付させていただく予定でございます。今後の予定は以上です。

○会長

ありがとうございます。そういったしますと、小委員会と事務局で調整・修正を加える作業を加えまして、この中間取りまとめをこういう形ですという形で、委員の方々に送るということはと特にないと考えるよろしいですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

こちら、必要であれば、パブリックコメントをかける前に委員の皆様へ修正したものを送付させていただきたいと考えています。

○会長

それがいいと思います。ということですので、この後の調整作業等は、小委員会と事務局のほうにお任せいただきまして、その前にさらにご意見があつてという場合は、事務局

のほうにお寄せいただくということをお願いしたいと思います。

本日の予定している議題は、全て終了いたしました。これをもちまして、北区資源循環推進審議会の第5回を終了したいと思います。ありがとうございました。

閉会